

令和4年度

氷見市財政健全化判断比率及び
公営企業資金不足比率審査意見書

氷見市監査委員

監 第 3 8 号
令和5年8月25日

氷見市長 林 正之 様

氷見市監査委員

金 谷 正 和

嶋 田 茂

令和4年度氷見市財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を氷見市監査基準に基づいて審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度氷見市財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

審査に当たっては、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位 %)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.01
連結実質赤字比率	—	—	18.01
実質公債費比率	11.5	11.5	25.0
将来負担比率	31.7	41.9	350.0

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字額がないことを表している。

3 審査の意見

健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き、赤字はない。また、実質公債費比率は11.5%であり、前年度と同率である。将来負担比率は31.7%であり、前年度に比べ10.2ポイント改善した。それぞれの比率は早期健全化基準と比較すると下回っている。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和4年度氷見市公営企業資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

審査に当たっては、令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位 %)

公営企業会計名	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
氷見市水道事業会計	—	—	20.0
氷見市病院事業会計	—	—	20.0
氷見市下水道事業会計	—	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

3 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計及び下水道事業会計いずれの会計においても、前年度に続き資金不足額は生じていない。

今後とも、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な経営に努められたい。